

北海道ユースプランナー制度実施要綱

北海道保健福祉部子ども政策局

1 背景と目的

全国を上回るスピードで進行する少子化、人口減少に加え、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、本道の子ども、若者を取り巻く環境は複雑化・重層化している。

こうした課題等に対し、世代的に関わりの深いユース世代の大学生等（大学、短期大学、大学院及び専門学校（以下「大学等」という。）に在学する学生をいう。以下同じ。）に、それぞれの感性や意見を道の施策の企画立案に反映させる機会を設けることで、自己有用感が向上するとともに、道が進める施策に理解と協力をすることにより、その推進役になることも期待される。道としても、ユース世代の新たな視点を得ることにより、施策がより良いものになることが期待される。

北海道ユースプランナー制度は、少子化対策や子育て支援などの子ども施策をはじめ、様々な道の施策について、将来の希望が持てるような意見、アイデアを道に提案するとともに、道の取組等の情報を友人・知人に拡散する大学生等のボランティア（以下「ユースプランナー」という。）を登録し、地域・行政と学生・大学等にとって協力関係が構築できる連携事業を実施することにより、本道の子ども施策の充実に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、北海道とする。保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課に事務局を置く。

3 ユースプランナーの登録

(1) 対象者

ユースプランナーは、制度の目的等を理解し、道が定期的実施するアンケート調査や意見募集等に積極的に協力する意欲のある者であって、登録時点で29歳以下の道内の大学生等とする。

(2) 登録期間

登録期間は、大学等の在学期間中とする。ただし、当該年度末時点で30歳の学生については、自動的に登録を解除する。

4 事業内容

(1) 道は、結婚・妊娠・出産・子育て等の子ども施策のほか、様々な道の施策をテーマとして、SNS、メール、道のウェブサイト等を活用し、ユースプランナーに対し、ユース世代から見た各種施策の改善策、未来志向のアイデア等について、月1回程度を目途にアンケート調査や意見募集を行うとともに、不定期に、道や国の取組に関する情報を提供する。

ア 意識調査

道があらかじめ設定したテーマについて、ユース世代の意識を把握し、傾向を分析するため、アンケート調査を実施する。

イ 施策についてのアイデア、意見の募集

道があらかじめ設定したテーマについて、意見やアイデア等を募集する。

ウ 情報提供

道や国が実施する少子化対策、子ども子育て支援策やイベント等のほか、道の施策に関する様々な情報を提供する。

(2) ユースプランナーは、道の調査及び意見募集に対し回答するとともに、4(1)ウにより提供される情報について、SNS等を活用して拡散するよう協力するものとする。

(3) その他本事業の目的に合致すると認められるものを実施する。

5 実施体制

本制度に関する事務は、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画係において行うこととし、4に掲げる事業の実施に当たり、テーマの選定、調査結果の集約、公表のほか、必要に応じ、ユースプランナー同士のミーティングの機会の確保等を行う。

6 調査結果、意見等の取扱い

3(1)(2)により提出された回答について、道は、新規施策の企画や既存事業の見直しに反映するよう努めるものとし、集約を行い、結果を道のホームページで公表する。

なお、アイデアや意見などの自由記載項目については、分類・集約し、個人が特定されない方法で結果を公表する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、制度の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年(2022年)5月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)8月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。